

# 共同実施だより

家庭配布用

～中道中・鶴山小・高田小・高倉小・林田小～



近年、学校教育や家庭教育の出費が増加する傾向にあり、このような現状において、国と市が、学校でかかる必要な費用（学用品費・給食費・修学旅行費など）を援助し、家庭の経済的負担を軽くする制度です。

## \* 援助を受けることができるのは？

基本的に認定の可否は、世帯全体の収入額を基に、津山市の認定基準によって決定されます。

※ 特別な事情で生活状態が著しく苦しくなった場合も認定の対象になります。詳しくは別紙認定要件をお読みください。

## \* 援助を受けられる費用は？

◎ 学用品費等・・・《定額》

学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等（1年生で当初認定者のみ）・修学旅行費及び校外活動費

◎ 医療費・・・《自己負担額全額》

結膜炎・中耳炎・う歯（虫歯）等の学校病で、学校で医療券の交付を受け、治療したもの

※ 医療券の申請は、保健室をお願いします。

◎ 給食費・・・《8割程度》

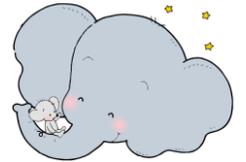


☆就学援助制度についてのお問い合わせは、お子さんの通っている学校の事務室または津山市教育委員会（32-2116）へお願いします。☆

津山市では、平成20年度より8中学校ブロックごとに事務の共同実施を行っています。この共同実施だよりは、中道中学校・林田小学校・高田小学校・高倉小学校・鶴山小学校の5校（中道中ブロック）の事務職



学用品費や給食費等を支払わなくてよくなるという制度ではありません。あくまで、負担されたものに対し、後から一部が援助される制度です。



## \* 申請するにはどうするの？

**毎年度当初に、申請書類の提出が必要です**

○認定審査のため、世帯状況や収入状況の確認をおこないます。

○認定期間は年度末までとなっているため、現在認定を受けている方も**年度ごとの申請が必要です**。

※ 前年度認定の方には、新年度4月に申請書類を配布します。

**年度の中途でも申請することができます**

○世帯の収入状況が変わった、児童扶養手当を受給するようになったなど、新たに支給要件に該当する場合は、年度途中でも随時申請することができます。

**認定が取消になる場合もあります**

○現在認定されている方で、世帯の状況が変更になった場合は、**認定が取消になる場合もあります。**